

議案第 95 号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 11 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

居宅介護福祉用具購入費（要介護認定者）に係る市独自基準を、介護予防福祉用具購入費（要支援認定者）に拡充するための改正及び、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

## 飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

(居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費に係る支給限度基準額)

第5条の2 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第44条第5項及び法第56条第5項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、50万円とする。

第23条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第5条 略  <u>(居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額)</u></p> <hr/> <p>第5条の2 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、介護保険法  <u>(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u> 第44条第5項の規定  <u>により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、50万円とする。</u></p> <hr/> <p>第6条～第22条 略</p> <p>第23条 被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略  <u>(居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費に係る支給限度基準額)</u></p> <hr/> <p>第5条の2 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第5項及び法第56条第5項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、50万円とする。</p> <hr/> <p>第6条～第22条 略</p> <p>第23条 被保険者、<u>          被保険者</u>の配偶者若しくは<u>          被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の背景・趣旨

介護人材不足を背景に在宅介護の限界点を高めるため、排泄介助における介護者、要介護者の負担を軽減する最新の排泄支援機器の家庭への普及を図ることを目的に、要介護認定者の用具購入費の利用者自己負担を軽減できるよう、介護保険法に規定する市町村条例に基づく保険給付の上乗せを実施しているところであるが、自立排泄の支援ニーズは要支援認定者にもあるとの市民ニーズを受け、要支援認定者の用具購入においても保険給付の上乗せを適用するよう改正する。

また、介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行に伴い、第2号被保険者及びその世帯員の過料の規定について改正する。

### 2 改正の内容

要介護認定者の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を国規定の年額10万円から年額50万円に増額する市独自基準を、要支援認定者の介護予防福祉用具購入費にも適用する。

また、第2号被保険者の配偶者やその世帯員に対し、資格、保険給付、地域支援事業及び保険料の事項について調査を実施する場合において、従わない場合や虚偽の報告があった場合の過料について定める。

### 3 施行日 公布の日